

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	学校施設課

契約業者名・住所	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 ・千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
工事等の名称	教育情報システムサーバのデータセンター利用業務
工事等の場所	松戸市教育委員会指定場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	7,312,800 円
工事等の概要	本事業は、松戸市教育委員会の既存サーバの安定稼働・データ保全とサーバの最適化を実現するためのデータセンター利用を行うものである。
随意契約の理由	これまで松戸市教育委員会では、さまざまなシステムのサーバを導入し、維持管理を続けてきた。インターネット系のシステムだけでなく、児童生徒の成績を管理するシステムや、教育委員会全体の事務を担うシステムサーバを管理しており日常業務を行う上で必要不可欠なものとなっている。そのため、システムの安定供給や維持管理また、データ保全については非常に重大な責務であると認識するところである。 データセンター利用については、施設要件もさることながら、障害発生時に迅速な対応が行えるデータセンターとしての運用体制が必要であり、業者選定については総合的な判断に委ねる必要がある。 このことから、業者の選定にあたっては価格だけでの競争に馴染まないと判断し、プロポーザルを行い平成25年8月から㈱大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店と契約したものである。 主な選定理由 ① 他事業者向けの執務スペースと連絡手段が確保されていることや、各室へは特定者のみ入退出を許可、

記録監視を実施している等セキュリティ面で優れている。また、他市における実績も申し分なく、更に松戸市図書館システムが当該事業者のデータセンターで現在運用され、円滑な稼働を行っており、安心して利用できるデータセンターを自社で所有している。このことから、本市の要求する仕様以上の施設要件を備えている。

② 当該データセンターを利用することで、安定稼働の面では、障害が発生した際には、他のデータセンターを利用するよりも迅速に対応することが可能であり、学校現場等への影響を最小限に留めることが可能である。これは当該事業者が、基盤の構築及びサーバ機器の導入事業者であり教育情報センターサーバを熟知していること、及び、専門技術者がデータセンターに 24 時間 365 日常駐していることの両方の要件を備えている為である。

③ データセンター運用職員の多くがデータセンター近隣に居住しており、交通路等の確保が容易であるため、災害等の緊急時においても事業継続性に優れている。

④ サーバの最適化を行うにあたり現行の機器及びネットワーク環境を考えた総合的ネットワーク構築・運用のサポートも含めたハード・ソフト両面での総合的サービスサポート体制が必要になることから、既存環境を深く理解し、ネットワークの構築等に必要な高度な技術力があり、安定した実績がある。

上記選定理由に加え、本事業の目的である既存サーバの安定稼働・データ保全とサーバの最適化がこれまで長期にわたり実現できていることを鑑みると、契約の相手方は当該事業者の他に考えられない。

したがって、本事業の性質及び目的が競争入札には適さないと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、現行の契約締結業者である株式会社大崎コンピュータエンジニアリングの 1 者より見積書を徴するとともに、随意契約の相手方とする。